

高病原性鳥インフルエンザ特定症状の通報への対応と

課題

熊谷家畜保健衛生所

○吉川 結夏子・吉田 歩

I はじめに

特定症状とは、農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状のことで、高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）については次の2つが指定されている。1つ目は同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が過去21日間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること、2つ目は特定の検査でA型インフルエンザウイルスの抗原または抗体が確認されることである。いずれかに該当する場合は、所有者、獣医師等は速やかに家畜保健衛生所（以下、家保）に通報しなければならない。そのほか鶏冠のチアノーゼ、沈鬱、顔面の浮腫性腫脹、皮下の出血、産卵率の低下など鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる場合も家保に通報しなければならない。

II 管内における死亡羽数増加事例

当所では、平成29年3月から令和4年11月までに20件の異常家きん通報があり、簡易検査で19件陰性、1件陽性を確認した（表1）。陽性の1件は、その後遺伝子検査でH5N1亜型のHPAIと確認された。20件のうち当日中の通報は13件（65%）、翌日は4件（20%）、2日以上遅れは3件（15%）であった。遅れた理由は、翌日の4件は死亡羽数の確認に時間を要したため、2日以上遅れた3件は鶏伝染性気管支炎（IB）や大腸菌症など別の疾病を疑ったためであった。

表1：管内の通報実績

届出年月	時間	農場	飼養羽数	飼養形態	異常家きん	
					日齢	羽数
平成29年	3月 17:45	A1	290,000	ウインドレス	298	62
	8月 10:40	B	1,300	ウインドレス	161	48
	10月 12:30	A1	295,000	ウインドレス	404	51
平成30年	5月 15:55	A2	80,000	開放ケージ	294	12
	7月 —	C	300	平飼い	—	11
	10月 15:30	D	4,000	平飼い	75	5
令和元年	6月 13:25	A3	90,000	開放ケージ	250	22
令和2年	2月 13:10	E	200,000	開放ケージ	294	15
令和3年	1月 11:50	A1	286,500	ウインドレス	309	39
	1月 14:40	F1	90,000	ウインドレス	25	187
	2月 8:10	G	120,000	ウインドレス	40	50
	3月 8:50	F1	90,000	ウインドレス	31	53
	8月 11:30	B	1,757	開放ケージ	400	9
	9月 16:10	H	49,355	ウインドレス	38	400~500
	11月 9:40	F2	80,000	セミウインドレス	バラバラ	19
	11月 10:10	F3	197,000	ウインドレス	220	10
	12月 10:00	F3	197,000	ウインドレス	220	8
	HPAI	12月 10:20	I	17,000	開放ケージ	178
令和4年	12月 10:00	F3	197,000	ウインドレス	227	11
	11月 16:45	J	13	平飼い	バラバラ	5

通報遅延があったA農場の死亡羽数の推移については図1に示した。21日齢以下のひなの死亡羽数の増加は通報の対象外となる。1月14日には死亡率が2倍以上となっていたが、通報があったのは1月19日で5日遅れだった。また、通報の3日前には民間獣医師によりIBと診断を受けていた。通報遅延があったC農場の死亡羽数の推移については図2で示した。8月25日には死亡率が2倍以上となり、それ以降死亡羽数が多い状態で推移していたが、

通報があったのは9月6日で12日遅れだった。通報の同日に民間獣医師によりIBと診断を受けていた。特定症状通報の除外項目について、特定家畜伝染病防疫指針に記載されている。家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかであると獣医師または家保が判断した場合は除外される。しかし、伝染性疾病に関する項目はないため、民間獣医師がIBと診断した場合でも、家保に通報しなければならない。通報遅延があった3農場に対して早期通報を指導し、IBや大腸菌症などの疾病が疑われる場合でも、死亡羽数の増加が見られた場合は必ず通報するように注意喚起した。

また、所有者等は前月の週ごとの死亡羽数を家保に毎月報告するが、平成30年4月～令和4年9月までの期間に前週より死亡羽数が急増しているケースが89件あった(表2)。それらの要因について調査すると、83件は暑熱、デビーク、獣害等であったが、疾病が2件、不明が4件あり、通報遅延や通報漏れの可能性があった。通報遅延等は、疾病のまん延を引き起こす恐れがあるため、通報が不適切だった所有者等に対し早期通報

また、所有者等は前月の週ごとの死亡羽数を家保に毎月報告するが、平成30年4月～令和4年9月までの期間に前週より死亡羽数が急増しているケースが89件あった(表2)。それらの要因について調査すると、83件は暑熱、デビーク、獣害等であったが、疾病が2件、不明が4件あり、通報遅延や通報漏れの可能性があった。通報遅延等は、疾病のまん延を引き起こす恐れがあるため、通報が不適切だった所有者等に対し早期通報

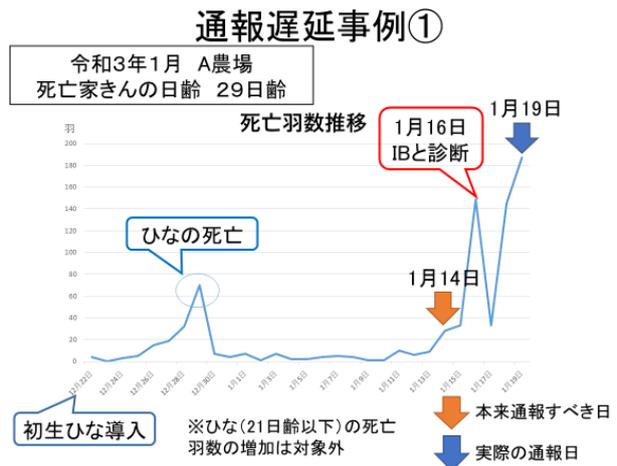


図1：通報遅延事例（A農場）



図2：通報遅延事例（C農場）

表2：死亡羽数増加事例

要因	件数
暑熱	44
寒冷	3
デビーク	14
換気不良	4
給水事故	3
強制換羽	6
移動ストレス	1
獣害	7
圧死	1
疾病	2
不明	4

を指導するとともに、家畜衛生だより等により特定症状ほか異常家きん発見時の早期通報について定期的に注意喚起している。

III 通報への備え

季節、時間帯を問わず通報を受けた家保は、ただちに家畜防疫員が農場に立ち入りし簡易検査等を実施しなければならない。当所が受けた通報は季節及び時間帯にバラつきがあり、鶏担当以外の職員が検査を行うことがあった(図3)。当所では、通報後早急に農場に立ち入りができるように簡易検査セットを複数組用意した(図4)。解剖用器具、採材用綿棒、スピッツ管や採血管、ヘッドライト、消毒液など検査に必要な資材を衣装ケースにまとめている。そのほか

検体搬送用のクーラーボックスや蓄圧式噴霧器などを携行している。現地での作業を減らすため、事前にスピッツ管のラベリングや簡易検査キットのナンバリングを行っている。

また、渡り鳥シーズン到来前に、職員の技術向上、均一化を目的に生鶏を使った所内研修を毎年実施している。令和4年度は7月に家畜防疫担当職員を対象に研修を行った(図5)。研修で採血、スワブ採材から簡易検査判定までの一連の作業を確認することで、担当に関わらず誰でも農場に派遣できる体制をとっている。

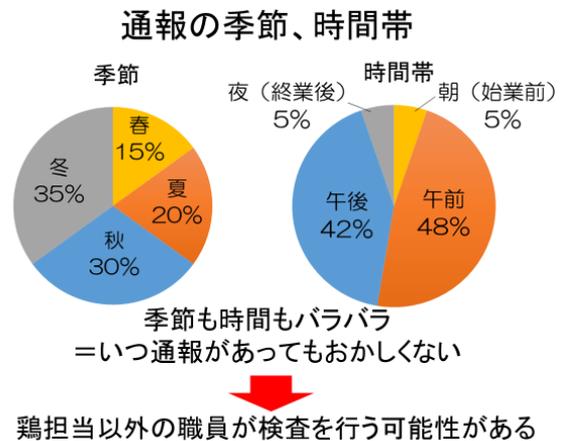


図3：通報の季節・時間帯



図4：簡易検査セット



図5：所内研修の様子

IV まとめ

当所が受けた通報や報告のうち、通報遅延や通報漏れの可能性がある事例があった。その中でIBなどの疾病を疑って通報が遅れた事例については、所有者に対し疾病が疑われる

場合でも必ず家畜保健衛生所に通報するように指導した。また管内家きん所有者へ向け、日頃から家きんの死亡羽数を把握し、異常家きんを発見した時には速やかに通報するように注意喚起した。以降の通報では、死亡羽数の増加を確認した当日中の速やかな通報が行われた。

さらに、簡易検査セットの用意、所内研修による人材の確保など通報時の出動体制を整備し、通報に対し迅速な対応が可能になった。令和3年12月には、同日同時刻に2農場から通報があったが、通報に対する取り組みのため迅速に対応することができた。HPAIの国内感染リスクは依然高いため、今後も所有者等への指導を継続するとともに、通報に対し迅速に対応できるよう取り組んでいく。

参考文献

- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針